

大阪市障がい者施策推進協議会専門部会の活動状況

点字 1 頁中段

1. 大阪市障がい者施策推進協議会 障がい者計画策定・推進部会

- 令和元年 8 月 29 日 第 1 回障がい者計画策定・推進部会
 - (1) 2019 年度大阪市障がい者等基礎調査について（案）
 - (2) 大阪市障がい者支援計画の実施状況について（報告）

点字 2 頁上段

2. 大阪市障がい者施策推進協議会 地域自立支援協議部会（大阪市地域自立支援協議会）

- 令和元年 9 月 13 日 第 1 回大阪市地域自立支援協議会
 - (1) 地域生活支援ワーキングにかかる取組について
 - (2) 地域生活支援拠点等の整備に向けた考え方について
 - (3) 第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画の実施状況について（報告）
 - (4) 平成 30 年度から実施された障がい福祉サービスの状況について（報告）

点字 3 頁上段

3. 大阪市障がい者施策推進協議会 発達障がい者支援部会

- 令和元年 9 月 30 日 第 1 回発達障がい者支援部会
 - (1) 発達障がい者支援センター事業実施状況について
 - (2) 発達障がい者支援施策の実施状況等について
 - (3) 切れ目のない支援の引継ぎの仕組みづくりについて

点字 4 頁上段

4. 大阪市障がい者施策推進協議会 障がい者差別解消支援地域協議部会

- 令和元年 9 月 17 日 第 1 回障がい者差別解消支援地域協議部会
 - (1) 平成 30 年度障がい者差別解消にかかる取組状況
 - (2) 令和元年度障がい者差別解消にかかる取組方針及び取組状況

地域生活支援ワーキングに係る取組について

1 ワーキング開催の経過

令和元年6月24日 地域生活支援ワーキング会議開催

点字 5 頁中段

2. 検討内容

(1) スーパーバイザー派遣の体制整備

地域生活支援拠点等の機能の一つである「専門的人材の確保・育成」を整備するため、平成30年度より障がい者相談支援調整事業として困難ケースに対する専門的な助言・指導が可能な専門家を派遣する体制を確保

【取組】

- ① 令和元年7月17日 各指定障がい福祉サービス事業所等運営法人へスーパーバイザーの推薦を依頼
- ② 同日 各区地域自立支援協議会・各区障がい者基幹相談支援センターへ協力を依頼

【推薦状況】

- ・被推薦者は14法人から15名（令和元年8月末時点）
- ・スーパーバイズ可能な分野
高次脳機能障がい者への支援、強度行動障がい者への支援、医療的ケアを必要とする者への支援、触法障がい者への支援 等

点字 7 頁上段

(2) 地域移行支援の推進に向けた障がい者支援施設訪問の取組状況

地域移行の推進に向け、各障がい者支援施設との連携を深め「顔の見える関係」づくりを進めるため、平成30年度より大阪市福祉局と各区障がい者基幹相談支援センターが各障がい者支援施設を訪問

【取組】

大阪市内の障がい者支援施設20施設のうち11施設を訪問
今後、残りの9施設を訪問予定

【施設訪問において出された主な意見】

- ・地域の社会資源が不足している現状について
- ・家族の思いとの相違について
- ・意思決定支援の難しさ、本人の障がい特性について

点字 8 頁中段

(3) 緊急時対応にかかる新たな仕組みについて

「地域生活支援拠点等における緊急時の受入・対応機能の整備について（案）」参照

地域生活支援拠点等における緊急時の受入・対応機能の整備について（案）

点字 9 頁上段

1 現状と課題

- ・ 障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、令和2年度末までに「地域生活支援拠点等」を整備する必要があり、本市では、地域の複数の機関が分担して機能（＊）を担う「面的整備型」をめざしている。
＊①相談 ②緊急時の受入・対応 ③体験の機会・場 ④専門的人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくり
- ・ 平成 30 年度から、基幹相談支援センターを地域の相談支援体制の拠点として強化を図ってきたが、介護者の急病等により不在となる等の緊急事態が生じた場合には、一時的に対応できる「緊急時の受入・対応」機能を担う機関（施設）がなく、区保健福祉センターや障がい者基幹相談支援センター等では、対応に苦慮している。
- ・ 障がいの状態に関わらず、緊急時に受け入れができるよう、「常時の緊急受入体制(受入施設)確保」「緊急時の受入施設から日常生活に向けたコーディネート機能」を整備する。

点字 10 頁下段

2 取り組み

（１）受入施設の確保

- ・ 「大阪市要援護障がい者・高齢者緊急一時保護事業」を活用する。
- ・ 現在の施設では、対象者が強度行動障がいである等、障がい状況によっては受入が困難なことから、施設を変更し、「緊急一時保護の受入体制」を強化する。
＊受け入れ可能な障がい者入所施設について、障がい者施設関係団体と協議中

点字 11 頁中段

（２）緊急一時保護における障がい者の受入体制の強化

- ・ 緊急一時保護施設の体制強化
受入れ時は、障がい者の詳細な事前情報がなく、特に入所当初は、環境に馴染むよう手厚い支援を集中的に行う必要があるため、対象者を個別に支援する職員の配置体制を確保する。
- ・ 緊急一時保護施設から日常生活に向けた支援
一時保護期間中に、家族等との調整や福祉サービスにつなげる等の日常生活に向けたコーディネートを短期間かつ集中的に行う必要があるため、施設外に、その機能を付加する。

点字 12 頁下段

（３）夜間休日等における緊急時支援事業の実施

対象者が緊急一時保護（施設入所）を拒否する、あるいは緊急一時保護までの必要性が認められない場合であって、障がい福祉サービス等を利用できない場合に、支援者が居宅等を訪問して支援を行う際の経費の一部を支給する。

第5期大阪市障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画 の実施状況について

資料5-3

(1)障がい福祉サービス等

サービス種別			単位	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度		2019(令和元)年度	2020(令和2)年度	2018(平成30)年度
				実績	計画①	年間見込み②	計画	計画	②-①
訪問系	点字 15頁中段	居宅介護 (ホームヘルプ)	月あたり 利用人員	11,165	12,422	11,642	13,564	14,812	△780
			利用時間	230,016	248,823	243,014	266,987	286,477	△5,809
	点字 16頁中段	同行援護	月あたり 利用人員	1,269	1,505	1,363	1,623	1,752	△142
			利用時間	35,074	38,190	36,299	40,328	42,586	△1,891
	点字 17頁中段	重度訪問介護	月あたり 利用人員	2,147	1,923	1,821	1,989	2,050	△102
			利用時間	75,758	258,436	255,203	264,832	271,188	△3,233
	点字 18頁中段	行動援護	月あたり 利用人員	319	371	340	422	480	△31
			利用時間	6,869	8,064	7,351	9,068	10,198	△713
	点字 19頁中段	重度障がい者等 包括支援	月あたり 利用人員	0	0	0	0	0	0
			利用時間	0	0	0	0	0	0
点字 20頁中段	短期入所 (ショートステイ)		月あたり 利用人員	1,111	1,257	1,157	1,365	1,473	△100
			利用日数	6,406	8,083	7,825	8,776	9,469	△258
日中活動系	点字 21頁中段	生活介護	月あたり 利用人員	6,293	6,555	6,736	6,844	7,133	181
			利用日数	99,937	113,729	112,998	118,743	123,757	△731
	点字 22頁中段	自立訓練 (機能訓練)	月あたり 利用人員	63	48	63	48	48	15
			利用日数	829	685	903	685	685	218
	点字 23頁中段	自立訓練 (生活訓練)	月あたり 利用人員	298	352	305	392	432	△47
			利用日数	4,129	5,518	4,829	6,090	6,662	△689
日中活動系	点字 24頁下段	就労移行支援	月あたり 利用人員	1,244	1,340	1,445	1,534	1,661	105
			利用日数	19,170	21,937	20,818	25,278	27,376	△1,119
	点字 25頁下段	就労継続支援 (A型)	月あたり 利用人員	2,302	2,376	2,465	2,676	2,976	89
			利用日数	36,634	42,521	43,573	47,891	53,261	1,052
	点字 26頁下段	就労継続支援 (B型)	月あたり 利用人員	4,280	4,756	5,075	5,201	5,687	319
			利用日数	59,328	73,863	73,992	80,772	88,324	129
	点字 27頁下段	就労定着支援	月あたり 利用人員	—	1,112	82	1,293	1,504	△1,030
	点字 28頁上段	療養介護	月あたり 利用人員	317	325	313	325	325	△12
居住系	点字 28頁下段	共同生活援助(GH)	月あたり 利用人員	2,281	2,582	2,457	2,867	3,183	△125
	点字 29頁中段	施設入所支援	月あたり 利用人員	1,343	1,338	1,327	1,331	1,324	△11
	点字 29頁下段	自立生活援助	月あたり 利用人員	—	178	7	178	178	△171
指定相談支援	点字 30頁中段	計画相談支援	月あたり 利用人員	5,178	6,366	6,145	7,413	8,461	△221
	点字 31頁上段	地域移行支援	月あたり 利用人員	12	35	14	35	35	△21
	点字 31頁中段	地域定着支援	月あたり 利用人員	352	449	437	533	617	△12
障がい児支援	点字 32頁上段	児童発達支援	月あたり 実利用人員	2,213	2,745	2,630	3,246	3,689	△115
			利用日数	22,830	27,294	28,595	32,388	36,696	1,301
	点字 33頁上段	医療型児童発達支援	月あたり 実利用人員	34	34	25	34	34	△9
			利用日数	337	326	414	326	326	88
	点字 34頁上段	放課後等デイサービス	月あたり 実利用人員	4,204	5,065	5,076	5,803	6,542	11
			利用日数	55,138	65,039	66,404	74,733	84,003	1,365
	点字 35頁上段	保育所等訪問支援	月あたり 訪問回数	103	114	170	136	158	56
	点字 35頁下段	居宅訪問型児童発達支援	月あたり 訪問回数	—	362	41	376	390	△321
	点字 36頁中段	障がい児相談支援	月あたり 利用人員	909	780	1,261	1,069	1,397	481

(2)地域生活支援事業 ①必須事業

事業名			2017(平成29)年度		2018(平成30)年度		2019(令和元)年度	2020(令和2)年度	2018(平成30)年度
			単位	実績	計画①	年間見込み②	計画	計画	②－①
相談支援事業	点字 37頁中段	相談支援事業	箇所数	25	24	24	24	24	0
	点字 37頁下段	住宅入居等支援事業	箇所数	24	33	33	33	33	0
	点字 38頁中段	成年後見制度 利用支援事業	箇所数	24	24	24	24	24	0
	点字 39頁中段	成年後見制度 法人後見支援事業	年間 実利用者数	66	53	64	57	61	11
点字 39頁下段	地域自立支援協議会		箇所数	25	25	25	25	25	0
点字 40頁中段	発達障がい者支援センター 運営事業		箇所数	1	1	1	1	1	0
			年間 実利用者数	884	950	840	950	950	△110
点字 41頁中段	障がい児等療育支援事業		箇所数	12	12	12	12	12	0
点字 42頁上段	日常生活用具給付等事業		年間給付 件数(合計)	62,255	63,262	62,540	63,526	63,790	△722
	点字 42頁下段	①介護訓練支援用具	年間 給付件数	242	288	217	288	288	△71
	点字 43頁上段	②自立生活支援用具	年間 給付件数	831	928	701	928	928	△227
	点字 43頁下段	③在宅療養等支援用具	年間 給付件数	657	686	572	686	686	△114
	点字 44頁中段	④情報・意思疎通支援用具	年間 給付件数	1,497	1,123	1,250	1,123	1,123	127
	点字 44頁下段	⑤排泄管理支援用具	年間 給付件数	58,965	60,147	59,749	60,411	60,675	△398
	点字 45頁中段	⑥住宅改修費	年間 給付件数	63	90	51	90	90	△39
点字 46頁上段	移動支援事業		月あたり 利用人員	5,723	6,018	5,745	6,319	6,635	△273
			利用時間	135,881	140,197	133,618	144,122	148,157	△6,579
地域活動支援センター	点字 47頁上段	生活支援型	箇所数	9	9	9	9	9	0
	点字 47頁下段	活動支援 A型	箇所数	40	40	38	40	40	△2
	点字 48頁上段	活動支援 B型	箇所数	8	7	7	7	7	0
点字 48頁下段	手話奉仕員養成事業		年間研修 受講者数	812	1,015	839	1,015	1,015	△176
点字 49頁上段	手話通訳者派遣(※)		派遣件数	—	3,603	3,723	3,925	4,275	120
			派遣時間	—	12,714	10,616	13,829	15,552	△2,098
点字 50頁上段	要約筆記者派遣(※)		派遣件数	—	221	224	221	221	3
			派遣時間	—	744	757	744	744	13
点字 51頁上段	盲ろう者通訳・介助者派遣(※)		派遣件数	—	5,750	6,197	5,825	5,900	447
			派遣時間	—	23,000	24,787	23,300	23,600	1,787

※第5期から派遣件数・派遣時間へ変更

(2)地域生活支援事業 ②任意事業

事業名			2017(平成29)年度		2018(平成30)年度		2019(令和元)年度	2020(令和2)年度	2018(平成30)年度
			単位	実績	計画①	年間見込み②	計画	計画	②－①
点字 52頁中段	訪問入浴サービス事業		年間 利用件数	18,467	18,534	18,239	18,905	19,283	△295
点字 53頁上段	日中一時支援事業		月当たり 利用人員	110	126	121	126	207	△5
			利用日数	444	497	494	869	869	△3

参考 障がい福祉サービス等

事業名			2017(平成29)年度		2018(平成30)年度		2019(令和元)年度	2020(令和2)年度	2018(平成30)年度
			単位	実績	計画①	年間見込み②	計画	計画	②－①
点字 54頁上段	補装具		年間給付 件数	7,747		7,722			
居住系	点字 54頁中段	福祉型障がい児入所支援	月あたり 利用人員	26		21			
	点字 54頁下段	医療型障がい児入所支援	月あたり 利用人員	56		57			

平成 30 年度から新たに創設された障がい福祉サービスの実施状況について（報告）

点字 55 頁上段

1 新サービス指定事業者への聞き取り調査の実施

※事業所数・支給決定者数は令和元年 8 月現在

（１）就労定着支援

事業所数：62 箇所 支給決定者数：289 名 （参考）就労移行支援 159 箇所

- ・本サービスは、定期的な職場訪問等による対面援助を継続（最長 3 年）して、利用者や職場の変化を素早くキャッチし、早期に問題を解決することを可能とし、離職を防止する機能の強化を果たすものとなっている。
- ・事業所数が増えない要因としては、就労移行支援事業所では就職者がまだ少人数であり、本サービスのために職員を配置できるだけの採算が取れないこと等があると考えられる。

点字 56 頁中段

（２）自立生活援助

事業所数：9 箇所 支給決定者数：36 名

- ・1 週間程度の短い間隔で定期的に訪問することにより、利用者との間で関係性ができ、計画相談事業では困難な、地域生活を送る中で生じる日々の様々な問題をキャッチし、問題が大きくなる前に早期の解決につなげる支援が可能となり、地域生活の安定を図る見守り機能の強化を果たすものとなっている。
- ・事業所数が増えない要因としては、現状の報酬単価では、自宅訪問や訪問以外の相談への対応が難しいほか、ヘルパー事業などで日頃から対象者宅へ訪問する仕組みがある法人等では本サービスの必要性が薄いこと等があると考えられる。

点字 57 頁下段

（３）居宅訪問型児童発達支援

事業所数：0 箇所 支給決定者数：13 名 （※利用者は他都市の事業所を利用）

- ・筋ジストロフィーや拡張型心筋症などの様々な難病で、人工呼吸器の使用や感染症の防止のため、外出が困難な児童に対し、感覚刺激や音楽療法等による児童の心身の機能の発達を促す機能を果たすほか、季節行事を居宅内で開催する等、家族の力だけでは難しい「子どもらしい経験」を提供する機能も果たしている。
- ・本サービスを実施するにあたっては、難病の児童の居宅へ訪問するため、疾患の特性や療育にあたり、医療機関から指導・助言を受けることができる連携体制が不可欠。また、少なくとも児童の姿勢等を保持する人と、児童に療育を行う人が各 1 名、計 2 名（うち 1 名は必ず医療職）は必要となる。
- ・市内において指定を受ける事業所が未だ出てこない要因としては、本サービスは「限りなく医療に近い福祉サービス」であり、医療職の確保など実施条件の整った事業所が非常に限られるためと考えられる。

(4) 共生型サービス

事業所数：16 箇所 （※障がい福祉サービス事業所のうち共生型の指定を受けた箇所数）

（内訳）共生型訪問介護：5 箇所、同通所介護：9 箇所、同短期入所：1 箇所

同地域密着型通所介護：1 箇所

（※共生型通所介護事業所からの聞き取り）

- ・利用者は、主に 65 歳になる前から生活介護を利用されていた方で、要介護 2～5、障がい支援区分は 3～6。
- ・介護保険と自立支援給付の適用関係に関しては、介護優先が原則であるが、65 歳までに受けていた障がい福祉サービスの支援内容・量は保障されるものであると理解されていた（※理解の不十分な事業所には今回改めて説明を行った）。
- ・本制度の課題としては、請求事務等の負担が大きいことや、各機関によって介護保険との適用関係の捉え方にバラつきのあること等。

2 今後の取り組み等

- ・引き続き、事業者への聞き取りや請求実績の分析等を行い、サービス提供や事業運営の実態と、実施にあたっての問題・課題の把握に取り組む。
- ・報酬単価など制度設計上の問題点については、国に対して改善を要望していく。
- ・利用者や関係機関に対して、新サービスに関する一層の周知に取り組む。